

役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人甲府市薬剤師会（以下「本会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

役員とは、理事及び監事をいう。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等は、別表の「年間報酬額」に定める金額の範囲内で、理事会の承認を経て、決めるものとする。
- 3 報酬は年間報酬額を12等分して1箇月の報酬とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- 4 役員に対し、役員賞与及び退職手当を支給しない。

(費用)

第4条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給することができる。

(公表)

第5条 この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改定)

第6条 この規程は、理事会の決議により改定することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

別表 「年間報酬額」

| 役 職 | 年間報酬額の上限 |
|------|----------|
| 常勤役員 | 360万円 |